

尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱（令和8年2月20日施行。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 要綱第5条第1号に規定する給付対象者は、令和8年3月1日（以下この条において「基準日」という。）をもって確定する。ただし、次に掲げる者は、給付対象者としなないものとする。

- (1) 基準日以前の転出、死亡等により、基準日の翌日以後に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第8条の規定により住民票を消除された者
- (2) 転入又は出生が基準日以前であるが、その届出日が令和8年3月16日以後である者
- (3) 要綱第6条の規定によるカードの発送時又は再発送時において、法第8条の規定により職権で住民票が消除されている者

(代理による受領等)

第3条 要綱第7条第1項第2号の市長が特に認めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 給付対象者が寝たきりや認知症の者等の場合は、親族、民生委員その他平素から給付対象者の身の回りの世話をしているもの
- (2) 給付対象者が老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設に入所している者の場合は、当該施設の職員
- (3) 給付対象者が里親制度を利用している里子の場合は、里親
- (4) その他前3号に類する者であって、市長が認めるもの

2 要綱第7条第1項第3号の市長が特に認めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 給付対象者が留置施設若しくは刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者の場合は、弁護士
- (2) その他前号に類する者であって、市長が認めるもの

3 要綱第7条第2項ただし書のその他市長が特に認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本条第1項第2号において、当該職員に当該代理人が平素から給付対象者の郵便物等の受渡しを行っていることを確認した場合
- (2) その他前号に類するものであって、市長が認める場合

4 要綱第7条の規定により代理人がカードを受領しようとするときは、令和

8年9月30日までに市長に申し出るものとし、その周知を図るものとする。

(カードが市に返送された場合の取扱い)

第4条 要綱第8条第1項第3号の規定により、カードが市に返送された場合、令和8年9月30日をもって辞退したものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年2月26日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。